

異動届出書の書き方

令和 年度
市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

年度を記入
事業所の所在地・名称を記入
事業所の法人番号(13桁)を記入
姓が変わった場合は
新姓を記入

提出年月日を記入

指定番号(全10桁)を記入

特別徴収税額の決定・
変更通知書に記載された
宛名番号(5桁)を記入

異動後の住所を記入。
不明の場合は、異動当
時の住所を記入(方書、
部屋番号を忘れずに)

岡山市長 あて 令和 年 月 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地	〒		特別徴収義務者 指定番号		0 0		税額通知に記載の宛名番号		
フリガナ		フリガナ		氏名又は名称		法人番号		担当 連絡 者先		所属		氏名	
フリガナ		氏名 (新姓)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由	
1月1日 現在の住所		生年月日		円		円		円		令和 年 月 日		1 退職(F) 2 転職 3 休職・喪次・育児 4 死亡 5 支払少額(C) 6 合併・解散 その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満	
異動後住所 (同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。)		円		円		円		円		異動後の未徴収 税額の徴収方法		1 特別徴収継続 (新職先で徴収) 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)		2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)		新しい勤務先へは、 月割額		左記の一括徴収した税額は、							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円		円		円	
新勤務先 指定番号		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日	
所在地													
フリガナ													
氏名又は名称													
法人番号													
担当者 連絡先													
所属 氏名													
電話													
内線()													
受給者番号													
新規事業所の場合、新入書の(要・否)													
新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)													

提出先 〒700-8544 岡山市北区大槻一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
連絡先 電話086-803-1168

※各種届出書は、様式を複写又は岡山市ホームページから印刷してご利用ください。

- 新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合には、□に1を記入し、中段の枠「1. 特別徴収継続の場合」欄の必要事項を記入してください。
- 退職等により特別徴収できなくなった残りの未徴収税額を、最後の給与や退職手当から一括徴収し、事業所が納入する場合には、□に2を記入し、下段の枠「2. 一括徴収の場合」欄の必要事項を記入してください。
- 未徴収税額について、本人が納付する場合には、□に3を記入してください。

※ 特別徴収税額0円の方でも、特別徴収対象の従業員が異動した場合は異動届を提出してください。(提出がないと、特別徴収税額が発生した場合に特別徴収税額変更通知が事業所に届くことになります。) なお、特別徴収税額0円の従業員の異動は、特別徴収税額変更通知に記載されません。